十　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）
ロ　情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置（電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。）又はその部分品（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十一　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うように設計したもの（リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。）

十二　第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

［削る］

**第九条**　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の二　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（五）　［略］

（六）　九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

2　［略］

（七）　［略］

（八）　一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が一ワットを超えるもの

（九）　一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、定格出力が一ワットを超えるもの

2　多重横モードで発振するものであって、定格出力が一二〇ワットを超えるもの

（十）　二、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が一ワットを超えるもの

十　情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置（電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの、電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの、市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）又はその部分品（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十一　削除

十二　盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十三　第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

**第九条**　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の二　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（五）　［略］

（六）　九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、定格出力が二〇〇ワットを超えるもの

2　［略］

（七）　［略］

（八）　一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が一ワットを超えるもの

［新設］

［新設］